

放送法等の改正法案のねらいを聞く

言論の砦を築くことが、 放送の在り方など すべてに通じる

通信と放送の分野にはこれまで8つの法律があった。デジタル化の進展に対応するために、制度の適正化をどうするのか。原口総務大臣は「放送関連4法の統合をはじめ、電波法、電気通信事業法の改正など、法体系の見直しを60年ぶりに行う」と意気込む。そのねらいについて、政務の忙しい合間を縫って約20分のインタビューに応じていただいた。

(聞き手:吉井 勇・本誌編集長、構成:古山智恵・本誌編集部、写真:寺崎浩子)

知る権利、言論の自由 を守る砦の重要性

—— 大臣が唱えられている「言論の砦」論から聞かせてください。

原口一博総務大臣 言論の砦とは、国民の「知る権利」「言論の自由」を保障するための砦のことです。言論の砦がなぜ必要なのか、戦争責任の検証から学ぶことができます[※]。日本はなぜ戦争に進んでいったのか、なぜ3年8カ月もの間戦争を止めることができなかったのか、ポイント・オブ・ノーリターンはいつだったのか、私なりに検証してみたのです。すると昭和12年に日本政府は「国体の本義」の中でナチスドイツの思想が危険であると分析していたことがわかりました。にもかかわらず、ナチスドイツと手を結び戦争に突入していったのです。それはなぜか。言論の自由が奪われたことがひとつあります。ファシズムが力を持つ過程を調べてみると、民主主義の外側にたまった負のエネルギーが連鎖反応を起こし、ファシズムという風にあおられた民衆は一方方向になぎ倒されてしまうのです。もし言論機関がその役目を十分に果たしていれば、国民に言論の自由が保障されていれば、歴史は変わっていたでしょう。そして、これは決して過去の出来事ではなく、いつの時代でも起こりうるということです。

2007年1月に『発掘！あるある大事典』（関西テレビ制作）のデータ捏造事件（2007年1月）がありました。この時、一気に規制を強化しようという法律が出され、権力が表現の自由の自由まで及ぶところでした。幸いにして、われわれ民主党が参議院で勝ったのと、当時の与野党の理解が共通だったため、法律は修正されましたが、制度的に担保できる言論の砦がやはり必要だということがわかります。

言論の砦論では、言論の自由が保障される形態についても考えたいと思っています。日本版FCCを唱えてきました。米国のFCCのような組織をイメージしているのではないので、最近では誤解のないように日本版FCCという言い方はしていません。私が考えているのは総務大臣として言うならば、統治機構が電波法や放送法をもって放送事業者らに対して、問題を起こしたときに免許取り消しなどの制裁を直接的に行う仕組みがいいのか。それとも中立的な機関が精査するといった別の形態があるのではないかと考えています。

マス排と クロスオーナーシップの議論

—— マスメディア集中排除原則（マス排）の考えを聞かせてください。

原口 今回の放送法改正法では、地方においてマス排を一時的に緩和します。これは地方にとって放送局は文化の発信地であり、民主主義の基盤の一つですが、現在非常に厳しい経済状況にあるので、それに即応する形をとったのです。しかし、あくまでも緊急避難的な一時的なものとお考えいただきたい。

地方を取り巻く厳しい状況に対し、問題を解決するために地域の自給力と創富力を高めて地域主権を目指す「緑の分権改革」を推進しています。例えば、今までは中央で作って分配していたエネルギーを、地域の資源を活用して地域の一人一人がエネルギーを作れるようにするとか、生産性そのものを上げて国民の力あるいは経済の力を大きくしていくという考えです。ICT（情報通信技術）ビジョンにも出しています。集中独占型から分散型、あるいは個々の責任型へと変えていく。これは、私が信頼している竹中ナミねえが提唱し、私も共感する「チャレンジを納税者に」という考えに通じるものであり、一人一人の人間の存在に価値が回帰し、尊厳と誇りが持てる社会にしていくということです。こうすることが言論の自由を守ることであり、考えています。

また、地方交付税の算定基準では、より文化や歴史、伝統の生産性に重きを置いた

総務大臣

原口一博

Haraguchi Kazuhiro

1959年佐賀県生まれ、1983年3月東京大学文学部を卒業し、(財)松下政経塾入塾。1987佐賀県議会議員初当選。1996年10月衆議院議員初当選、2003年12月民主党ネクスト規制改革担当大臣/人権・消費者問題担当大臣/子ども政策担当大臣、2005年9月同党ネクスト郵政改革担当大臣、10月同党ネクスト総合政策企画会議担当大臣、2007年9月同党ネクスト総務大臣、10月衆院総務委員会筆頭理事、2009年9月総務大臣就任

配分をしています。先日も岩手県遠野市の口承文化や、99ある遠野遺産の一部を視察してきました。こうした文化を掘り起こし伝承することもジャーナリズムの基本であり、この延長線にマス排があるのです。

—— クロスオーナーシップについてはいかがですか。

原口 クロスオーナーシップによってどのような状況が生まれているのか。現行制度の有効性を検証し、言論の多様性の確保という観点から禁止条項、あるいは規制条項を法文の中に入れるかどうかを議論したいと考えています。自己情報コントロール権を持つためには、巨大な資本が情報を囲い込むようなことがあってはならないと思っています。事実、放送局に対して敵対的買収行為が行われ、バラバラにされる危険性もありました。こうしたことを防止するための議論が必要です。議論の場として「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考える」フォーラムの中に分科会を設けるなど検討しています。

一部のメディアから、原口は新聞とテレビを分断させようとする悪魔じゃないかという誤解もあるようですが、ねらいはそういうことではないのです。

表現の自由と行政指導 改正180条の意図

—— 放送法の改正案で気になるのが「改正180条」です。電波監理審議会（電監審）の機能を強化しようというねらいなのでしょうか。

原口 電波監理審議会は電波の有効利用、公正利用、アクセスの自由について議論するところです。ですから、表現の中に踏み込んで規制をするというより、例えば、地上波のデジタル化によるホワイトスペース、電波のオークションはどうあるべきか、電波利用量の8割を占める携帯電話の料金体系は今のままでいいのかなど、外形的なところを議論するわけです。

—— とはいえ、180条2項は「放送の不偏不党、事実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することに関する重要事項」を総務大臣に建議できるとあります。これは番組内容に踏み込んでいる印象を受けますが。

原口 それは自主規制であって、番組内容ではありません。例えば、自殺対策において、瞬時に無限大に情報が流れるようなメディアに関して、生命にネガティブな影響を与えることがないようWHOでガイドラインを作っています。このように自主規制を機関がしっかりやってほしいということです。

—— 伝える側の考えと、行政機関として大事にしなければいけないこと、その議論をどれだけ自由に、かつ深めることができ

るのがポイントだと思います。

原口 伝える側だけを守るのがわれわれの責務ではありません。消費者基本法にもあるように、それを受ける人たちが自由な環境で選択ができる安全が守られることを保障するのもわれわれの役割なのです。

—— 本日はお忙しいところありがとうございました。



インタビューを終えて

大臣という職は激務であるが、とり分け総務省は地方自治から放送や通信まで幅広くカバーするため、その対応たるや相当な苦勞があるだろう。バイタリティ満々の原口大臣だがインタビューのふとした瞬間、疲れを垣間見た。

今回、インタビューの最後になったが、放送法改正案108条の問題である。これまで放送法3条2項にあった4つの放送の自由と責任を求めた条項は、電波法76条の運用の停止と結び付いて放送事業者を縛ってきた。また、そうした解釈につながる具体的な動きもあった。その転機は1993年、テレビ朝日の「椿局長発言問題」で郵政省の江川放送行政局長（当時）が「政治的中立は郵政省が判断する」と国会で答弁したことだった。その後、番組に関係する行政指導が急増した。こうした流れもあったことを考えると、原口大臣の訴える「岩」論について大いに議論し、日本独自のスタイルを生み出していく契機にしたものだ。